

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

個人消費税の確定申告・初適用項目に注意

Q: 私は、個人で小さなレストランを営んでいます。

これから、平成10年分の消費税の確定申告書を作成するところですが、何か注意することがあれば教えてください。

A: 限界控除制度の廃止や、簡易課税制度の適用上限の引き下げ等、改正後初適用の項目に注意してください。

【解説】

平成10年分の個人事業者の消費税の確定申告では、簡易課税制度の改正の中の適用上限額の引き下げとみなし仕入率の細分化の2項目、また、限界控除制度の廃止が税制改正後初適用となりますので注意してください。

簡易課税の適用上限額は、前々年の基準期間の課税売上高が4億円以下から2億円以下に引き下げられています。それまで、簡易課税が適用できた課税売上高2億円超4億円以下の事業者は、仕入税額控除の本則課税で申告しなければなりません。

また、簡易課税による事業者で、それまでみなし仕入率60%の第4種事業で申告していた事業者のうち、不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当するものを除きます）に該当する事業者は、第5種事業として新たにみなし仕入率50%として申告しなければなりません。

さらに、それまで、課税売上高が原則3千万円超5千万円以下の事業者で適用となった限界控除制度が廃止となっていますので、限界控除制度の計算は行いません。

